

特定多目的ダム法

1. 案内情報

- 手続名 : ダム使用権設定前の多目的ダムの利用の許可の申請
- 手続根拠 : 特定多目的ダム法第13条
- 手続対象者 : ダム使用権の設定予定者で、ダム使用権の設定を受ける前に、多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を特定の用途に供しようとする者
- 提出時期 : ダム使用権の設定を受ける前で、多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を特定の用途に供しようとするとき
- 提出方法 : 特定多目的ダム法施行規則第5条に定める申請書を作成し、ダム使用権の設定の申請書を提出した地方整備局等の事務所に提出して下さい。
- 手数料 : 無し
- 添付書類・部数 : 申請書の提出先となる各地方整備局等の事務所にお問い合わせください。
- 申請書様式 : 申請書の提出先となる各地方整備局等の事務所にお問い合わせください。
- 記載要領・記載例 : 申請書の提出先となる各地方整備局等の事務所にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先 : ダム使用権の設定の申請書を提出した地方整備局等の事務所（下記相談窓口にお問い合わせください。）

受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口 :

北海道開発局建設部建設行政課	011-709-2311(内線5348)
東北地方整備局河川部河川管理課	022-225-2171(内線3771)
関東地方整備局河川部水政課	048-601-3151(内線3571)
北陸地方整備局河川部河川計画課	025-266-1171(内線3626)
中部地方整備局河川部河川計画課	052-953-8119(内線3626)
近畿地方整備局河川部水政課	06-6942-1141(内線3571)
中国地方整備局河川部水政課	082-221-9231(内線3571)
四国地方整備局河川部河川計画課	087-851-8061(内線3626)
九州地方整備局河川部河川計画課	092-471-6331(内線3626)
沖縄総合事務局開発建設部建設行政課	098-866-0031(内線3566)

3. 手続情報

- 審査基準 : 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（平成6年9月30日建設省河政発第52号）記五4(1)
(1)

標準処理期間：約3ヶ月(審査基準 記54(1)(2))
不服申立方法：(行政不服審査法の規定による。)